

ガスのご契約に関する重要事項【あったかトクトク料金（家庭用調理・温水・暖房契約）】

1. 適用条件

この選択約款は、（１）または（２）におけるいずれかの条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

（１）あったかトクトク料金 エコジョーズプラン（家庭用調理・温水・暖房契約１種）

- ①専用住宅において、風呂・給湯に家庭用高効率給湯器を使用し、あわせて調理機器、暖房機器を使用すること。
- ②併用住宅（ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限ります。）の住居部分において、風呂・給湯に家庭用高効率給湯器を使用し、あわせて調理機器、暖房機器を使用すること。

（２）あったかトクトク料金 標準プラン（家庭用調理・温水・暖房契約２種）

- ①専用住宅において、風呂・給湯に温水機器を使用し、あわせて調理機器、暖房機器を使用すること。
- ②併用住宅（ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限ります。）の住居部分において、風呂・給湯に温水機器を使用し、あわせて調理機器、暖房機器を使用すること。

2. ご契約の成立および契約期間

（１）お客さまは、当社所定の様式により申し込んでいただき、当社がその申し込みを承諾したときに契約が成立いたします。

（２）契約期間は、次のとおりといたします。

①契約成立日が新たにガスの使用を開始する日以前（同日の場合を含みます。）の場合

お客さまが新たにガスの使用を開始する日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

②契約種別を変更する場合または他のガス小売事業者からの切り替えにより当社からのガス供給を開始する場合

原則、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から同日が属する月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

（３）契約期間満了に先立って解約または契約種別の変更のお申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続するものといたします。

3. 料金の算定方法および支払方法

（１）料金（税込）は、以下のとおり算定いたします。

割引なしの場合	基本料金 + 従量料金（従量料金単価 × ご使用量）
割引ありの場合	基本料金 + 従量料金（従量料金単価 × ご使用量） - 割引額* *割引額 = （基本料金 + 従量料金） × 割引率 ただし、割引上限額は3,300円/月とし、また、料金算定期間のご使用量が0㎡の場合は0円といたします。

【エコジョーズプラン（１種）料金表】

期間	料金表	1か月のご使用量	基本料金（円/月）	基準単位料金 ^{※1} （円/㎡）	割引メニュー
暖房期 （12～4月）	A	0㎡～20㎡	968.00	171.94	乾燥割引
	B	21㎡～70㎡	1,237.50	158.47	
	C	71㎡～	2,992.00	133.40	
5～11月	A	0㎡～20㎡	759.00	204.51	
	B	21㎡～50㎡	1,558.33	164.55	
	C	51㎡～100㎡	1,792.59	159.86	
	D	101㎡～250㎡	2,016.66	157.62	
	E	251㎡～500㎡	2,576.85	155.38	
	F	501㎡～	6,905.55	146.72	

【標準プラン（２種）料金表】

期間	料金表	1か月のご使用量	基本料金（円/月）	基準単位料金 ^{※1} （円/㎡）	割引メニュー
暖房期 （12～4月）	A	0㎡～20㎡	990.00	175.69	乾燥割引
	B	21㎡～70㎡	1,265.00	161.94	
	C	71㎡～	3,052.50	136.41	
5～11月	A	0㎡～20㎡	759.00	210.52	
	B	21㎡～50㎡	1,588.88	169.03	
	C	51㎡～100㎡	1,833.33	164.14	
	D	101㎡～250㎡	2,077.77	161.70	
	E	251㎡～500㎡	2,648.14	159.41	
	F	501㎡～	7,109.25	150.49	

※1 従量料金単価は原料費調整制度にもとづき基準単位料金をもとに毎月調整いたします。実際に適用される単価は当社ホームページにてご確認ください。

○割引メニュー^{※2}の適用条件および割引率

割引メニュー	適用条件	割引率
乾燥割引	居室にて暖房機器を使用しており、あわせて住居部分にて浴室暖房乾燥機もしくは衣類乾燥機を使用すること。	5%

※2 割引メニューは、適用条件を満たし、お客さまからの申し込みにもとづき適用いたします。

- (2) 料金の算定期間は、前回の検針日（当社が定めた毎月1度の検針を行う日をいいます。）の翌日から今回の検針日までの期間を1か月とし、その間のご使用量は、ガスメーターの読みにより算定いたします。また、料金は、そのご使用量にもとじて算定いたします。なお、新たにガスの使用を開始した場合などは、日数に応じて日割計算を行うことがあります。
- (3) 料金（（4）の延滞利息を含みます。）は、口座振替、クレジットカード払いまたは払込みのいずれかの方法により、毎月お支払いいただけます。
- (4) 支払期限日（検針日の翌日から起算して30日目といたします。）を経過してもなおガス料金を支払われない場合は、支払期限日の翌日からお支払いの日までの期間に応じて、1日あたり0.0274%の延滞利息を申し受けます。ただし、支払期限日の翌日から起算して10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息は申し受けません。

4. お客さまからのお申し出による契約の変更および解約

- (1) お客さまが契約の変更または解約を希望される場合は、当社までご連絡いただけます。
- (2) 当社は、この選択約款にもとじて契約をされたお客さまで、その契約期間満了前に解約、または一般ガス供給約款への変更をしたお客さまが、同一需要場所での選択約款または他の選択約款による使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、または一般ガス供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更や建物の改築等のための一時不使用による解約、または設備の変更や建物の改築等のための一般ガス供給約款への変更の場合はこの限りではありません（（3）において同じ。）
- (3) 当社は、この選択約款にもとじて契約をされているお客さまで、その契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

5. 当社からの申し出による契約の変更および解約

- (1) 当社が契約内容の変更を行う場合、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により、お客さまにお知らせいたします。
- (2) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。
 - ① お客さまが基本約款およびお客さまが適用を受ける選択約款に反する場合
 - ② 支払期日を過ぎてもなお料金または延滞利息のお支払がない場合など基本約款の規定にもとじて供給停止したお客さまで、当社の指定する期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ③ 当社の責めによらない事由によりガスの供給またはガスの工事が不可能もしくは著しく困難な場合
 - ④ お客さまが当社へ連絡することなく、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合
- (3) ガス使用契約の解約により、当社が提供するサービスにかかる契約を解約していただくことがあります。

6. 供給するガス

当社が供給するガスの熱量、圧力およびガスグループは、次のとおりです。

熱量	標準熱量・・・45 メガジュール	最低熱量・・・44 メガジュール
圧力	最高圧力・・・2.5 キロパスカル	最低圧力・・・1.0 キロパスカル (最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、お客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。)
ガスグループ	13A	

7. 工事費等の負担

- (1) ガスをご使用される敷地内にあるガス管、ガス栓、消費機器等（ただし、ガスメーターは除きます。）はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置し、管理していただけます。契約の開始・変更、設備の変更その他お客さまの都合による契約内容の変更等により、お客さま所有のガス設備について工事費等が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただけます。
- (2) 供給管は当社の所有とし、これに要する工事費は当社が負担いたします。ただし、お客さまのお申し込みにより供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費は、お客さまに負担していただけます。
- (3) お客さまのガス使用またはガス工事の申し込みに伴い本支管および整圧器の新設工事や延長工事等を行う場合で、その工事費が当社の負担額を超えるときは、その差額をお客さまに負担していただけます。

8. 保安に対するお客さまの協力等

お客さまは、託送供給約款に定められた保安に関する事項などにご協力いただけます。

- (1) お客さまは、当社がガスの使用に伴う危険の発生を防止するためにお知らせした事項等を遵守して、ガスを適切かつ安全に使用していただくとともに、保安業務に協力していただけます。
- (2) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転、撤去もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (3) 当社は、検針や検査および調査のための作業、供給施設の設計、施工または維持管理に関する作業等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの供給施設または消費機器の使用場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただけます。
- (4) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただけます。この場合、当社は、ただちに適切な処置をとります。
- (5) 当社は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等お客さまに当社がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、当社に通知していただけます。
- (6) 当社は、ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給設備を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場に引き続き置かせていただくことがあります。
- (7) お客さまは、ガスをご使用される敷地内にあるガス管、ガス栓、消費機器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料を負担していただけます。

9. 供給または使用の制限等

当社は、災害等その他の不可抗力が生じた場合や保安上またはガスの安定供給に必要な場合などには、ガスの供給を制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用

の制限もしくは中止をしていただくことがあります。

10. 供給施設の保安責任

当社は、お客さま所有の供給設備について検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。

11. お客さま情報の共同利用

当社は、ガスの供給および使用に関するお客さまの情報について、他のガス小売事業者および一般ガス導管事業者と共同利用することがあります。

12. その他

- (1) 上記に記載のない事項の取り扱いは、当社が別途定める基本約款および選択約款によります。なお、基本約款および選択約款は、当社のホームページからご確認ください。
- (2) 他のガス小売事業者から当社への切り替えにより、お客さまと当該他のガス小売事業者との間で、解約金の発生やポイントの失効、提供されているサービスの中止などの不利益が発生することがありますのでご注意ください。
- (3) 契約の変更・解約その他お問い合わせは、下記までご連絡ください。

ガス小売事業者のお問い合わせ先

東邦ガス株式会社

愛知県名古屋市中熱田区桜田町 19-18

登録番号 : A0025

電話番号 : 東邦ガス おトクダイヤル(ガス・電気) 0570-019104

受付時間 平日 9:00~19:00 (土日・祝日 12/29~1/3 を除く)

ホームページ : <http://www.tohogas.co.jp>

媒介業者のお問い合わせ先

媒介業者によるご契約の場合、トクトク料金申込書お客さま控えまたは当社ホームページにてご確認ください。